

## 鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市町村がウォーキング大会(県民なら誰でも参加でき、参加想定者が50人程度以上で、かつ、距離が3km以上、10km未満のものをいう。以下同じ。)を新規で若しくは拡充して開催する場合、又は民間団体がウォーキング大会を新規で若しくは拡充して開催し、その開催地の市町村(以下「開催地市町村」という。)がそれに助成している場合、若しくは当該団体と開催地市町村が協働してウォーキング大会を実施する場合に、当該団体に対して補助することにより、県内全域で県民がウォーキング大会に参加しやすい環境を整備し、県民みんなが日常的にウォーキングに取り組むウォーキング立県を推進していくことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。)以下とする。ただし、本補助金の額は、同表の第4欄に定める額を上限とする。

3 本補助金は、第4条第1項に定める申請期限日ごとに申請書を受け付け、予算額を上回る複数の交付申請があった場合は、次に示す優先順位に従い、本事業の交付先を決定する。

(1) 補助事業を行う年度において、補助事業の開催地となる市町村で、当該補助事業以外のウォーキング大会の開催予定がない場合。

なお、この場合において、予算額を上回る複数の交付申請があった場合は、申請順によるものとする。

(2) (1) 以外の場合は、申請順によるものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、ウォーキング大会を開催しようとする月の前月15日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。

- 2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月11日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>新規に開催されるウォーキング大会（以下「新規大会」という。）、又は通年の大会をステップアップさせ拡充して行うウォーキング大会（以下「拡充大会」という。）を実施する事業。</p> <p>ただし、次のことを条件とする。</p> <p>ア 県民なら誰でも参加でき、参加想定者が50人程度以上で、かつ、距離が3km以上、10km未満のコースが設定されている大会であること。</p> <p>イ 翌年度以降も継続して大会を開催する意志があること。</p> <p>ウ 「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」の認定大会であること。</p> <p>エ 開催地である市町村がそれに助成している、又は当該団体と開催地市町村が協働して実施する大会であること。（民間団体が実施主体の場合に限る。）</p> <p>オ 本県の健康づくり啓発チラシ等の参加者への配布について、できる限り協力すること。</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>(1) 新規大会</p> <p>ア イベント実施費  コース図兼パスポート完歩証、パンフレット兼申込書、参加者用資料及びゼッケンの製作に係る費用、会場設営・撤去費、コース製作費、スタッフ謝金並びにスタッフ交通費等</p> <p>なお、これらイベント実施費の中に委託費が含まれる場合、その委託費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p> <p>イ 事務費  事務管理費及びスポーツ連盟申請費 等</p> <p>(2) 拡充大会  事業内容を充実させたり、実施方法に改良を加えたりし、より参加者を増やしていくため、前年度事業からのステップアップに必要な経費で、県が認めるもの。</p> <p>なお、(1)に記載の補助対象経費の合計額を前年度大会分と比較し、前年度より増加した額を対象とする。</p>
<p>3 補助率</p>	<p>1/2</p>
<p>4 補助金額の上限</p>	<p>(1) 新規大会 250,000円  (2) 拡充大会 100,000円</p>

年度鳥取県ウォーキング立県推進事業計画（報告）書

団 体 名	団 体 名 :	
	所 在 地 :	
連 絡 先	代 表 者 名 :	
	担 当 者 名 :	
	電 話 番 号 :	
① 事 業 名 (大会名)		
② 新 規 ・ 拡 充 の 別	新規大会	拡充大会 ※どちらかに○をすること
③ 目 的		
④ 実 施 時 期		
⑤ 実 施 場 所		
⑥ 参 加 (予 定) 人 数	計 :                    人 (県内 :                    人、県外 :                    人)	
	※拡充大会の場合のみ記載 昨年度の参加人数 計 :                    人 (県内 :                    人、県外 :                    人)	
⑦ 事 業 内 容	(1) 大会の概要	
	(2) 設定コースの 距離数	
	(3) 参加条件	特になし（県民なら誰でも参加可能） あ                    り（内容 :                    ） ※どちらかに○をし、ありの場合は その内容を記載すること
	(4) 拡充の内容 ※拡充大会の場合 に記入	
	(5) 翌年度以降の 継続開催の意志	実施予定                    実施予定なし ※どちらかに○をすること

⑧19のまちを歩こう事業への認定		
⑨開催地市町村の協力内容	補助 (金額: _____ 円)	
	協働 (内容: _____)	
	※該当する協力内容に○を付け、金額又は内容を記載すること	
⑩他大会の開催予定	あり                      なし	※どちらかに○をすること
⑪本県の健康づくり啓発チラシ等の参加者への配布	協力します (必要枚数: _____ 枚)	
	協力できません (理由: _____)	
	※どちらかに○をし、( ) 内に記入すること	
⑫他の補助金の活用の有無	有                      無	
	※「有」、「無」のいずれかに○をし、「有」の場合は、下欄についても記入すること。	
	(1) 活用する補助金名	
	(2) 事業内容	
	(3) 当該補助金の所管部署(団体)名	
(4) 所管部署(団体)連絡先	(                      )                      -	

- 注1) 事業の概要が分かる資料（パンフレット等）及び、実施団体の概要が分かる資料を添付すること。
- 注2) ⑧19のまちを歩こう事業への認定については、認定申請の状況（申請済み、申請中、申請予定など）について記載すること。
- 注3) ⑩の他大会の開催予定については、補助事業を行う年度において、当該補助事業の開催地となる市町村で、当該補助事業以外のウォーキング大会が開催されるかどうかについて、当該市町村に確認の上、記入すること。

年度鳥取県ウォーキング立県推進事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
補助金（鳥取県）				
補助金（市町村）				
会 費				
参 加 費				
そ の 他				
計				

2 支 出

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
補助対象経費				
(1) イベント実施費				
(2) 事務費				
補助対象外経費				
計				

3 支出のうち委託料について、県内事業者への発注が困難な場合は、以下にその理由を記載すること。

--

- （注1） イベント実施費については、コース図兼パスポート完歩証、パンフレット兼申込書、参加者用資料及びゼッケンの製作に係る費用、会場設営・撤去費、コース製作費並びにスタッフ交通費等の内訳も記入すること。
- （注2） 事務費については、事務管理費及びスポーツ連盟申請費等の内訳も記入すること。
- （注3） 拡充大会については、全体経費と共に拡充部分の金額を（ ）で併記すること。

様

鳥取県知事 

年度鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金交付要綱（平成22年4月23日付第201000010170号鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



鳥取県知事 様

(団体名)



〇〇年度鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け、第〇〇〇〇号で交付決定がありました鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金について、鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 要綱第5条の規定による交付金額の確定額<br>( 年 月 日付け、第 号による交付金交付決定額) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                           | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額   | 金 | 円 |

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。